

## 令和7年度第10回松江市教育委員会会議

日時：令和7年11月25日（火）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：青木教育長、塩川委員、原田委員、金津委員、大谷委員

### 1 開会宣言（青木教育長）

○青木教育長

審議に先立ち、議第28号、教職員の人事についての公開・非公開の取扱いについてお諮りをする。

会議規則第2条第1項但し書きによると、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席した教育長及び委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっている。

議第28号については、教職員の人事に関わるものであるため、会議を非公開として開催したいと考えている。

なお、会議規則第2条第2項により、この発議については討論を行わずにその可否を決することとなっている。

お諮りする。議第28号については、非公開の取扱いとすることにご異議はないか。  
……………異議なし……………

ご異議がないため、議第28号については非公開での審議とさせていただく。

それでは、審議を始めたいと思う。本日の会議は、報告案件が1件と議案が10件、その他報告案件が4件となっている。

### 2 会議録の確認（令和7年度第6回）

……………修正なし……………

### 3 会議録署名者の指名（大谷委員、金津委員）

### 4 報告【1件】

○青木教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

【報告 第 10 号 令和 8 年度松江市立学校教育職員・学校事務職員人事異動方針について】

○三島教育指導官

議案集の 4 ページをご覧ください。

1 の基本方針として、教職員の人事異動は学校の教育活動を一層活発にし、本市教育の充実・進展に資するため、関係機関との緊密な連携の下に、次の各号により厳正に行うこととしている。

小・中・義務教育学校の運用方針については、資料中段に挙げる 8 点としている。これについては昨年度と変更している点はない。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 10 号については以上とする。

## 5 議事【議案 1 件】

○青木教育長

それでは、事務局より説明をお願いします。

【議 第 19 号 松江市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について】

○加納教育総務課長

議案の 5 ページをご覧ください。

このたびの条例改正は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改正内容は、1 点目として、教職調整額及びその支給対象者を改正するものである。このたびの教職調整額の改正は、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を

確保する必要があることから、処遇改善の一環として給特法が制定された 1972 年以降初めての引上げになるもので、給料月額 100 分の 4 に相当する額から 100 分の 10 に相当する額に引き上げるものである。

なお、引上げについては、令和 8 年 1 月 1 日から毎年 100 分の 1 ずつ段階的に行う。

また、指導改善研修被認定者については、教職調整額を支給しないこととするものである。

2 点目としては、教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について規定するものである。この規定に基づき、教育委員会では、学校における働き方改革を推進するために、業務量管理健康確保措置実施計画を策定し、業務量の適正管理と健康確保のための具体的な目標や施策を定める。

施行期日は令和 8 年 1 月 1 日。ただし、改正内容 (2) は同年 4 月 1 日としている。

説明は以上である。よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第 19 号について承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 19 号は承認をされた。

【議 第 20 号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定依頼について】

○石倉税務管理課長

議案の 10 ページ及び 11 ページをご覧ください。

制定要旨であるが、市税等の督促状に係る督促手数料を廃止することにより、滞納整理の効率化、事務経費の節減及びコンビニ納付の利便性向上が見込まれ、費用対効果が大きいことから、督促手数料を廃止するため、関係条例の整備を行うものである。

まず、滞納整理の効率化についてであるが、以前は納付期限が過ぎた納付書は金融機関窓口で督促手数料を追記して納付していただいていたが、税公金納付のデジタル

化による地方税統一 QR コードを活用した地方税納付のスタートにより、印字された QR コード情報の金額のみが収納されるため、督促手数料のみが滞納となるケースが発生している。

督促手数料を廃止することにより、督促手数料のみの滞納という事象が生じなくなり、滞納整理の効率化につながるものと考えている。

次に、事務経費の節減である。市税等の口座振替について、残高不足等により口座振替が不能となった場合は、市民サービスとして督促状を送付する前に口座振替不能通知書を送付しているが、行き違いで届いた督促状への苦情対応や送付に係る業務経費の負担が課題となっている。

督促手数料を廃止することにより、口座振替ができなかった場合は、督促状での納付をお願いしやすくなるため、口座振替不能通知書を廃止できることになると考えている。

最後に、コンビニ納付の利便性向上についてであるが、督促手数料を徴収するため、納税通知書に同封する納付書のコンビニ取扱期限を納付期限までとしており、納付期限後にコンビニ納付を希望された場合は、コンビニ取扱期限を延長した納付書を再発行している。

督促手数料を廃止することにより、納税通知書に同封する納付書のコンビニ取扱期限を延長することができるため、納付書を再発行する手間がなくなると考えている。

続いて、議案の 12 ページから 18 ページまでをご覧ください。

制定内容についてであるが、本則において松江市税賦課徴収条例、松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例、松江市国民健康保険条例、松江市介護保険条例、松江市後期高齢者医療に関する条例、松江市道路占用料徴収条例、松江市子育て定住促進住宅の貸付及び譲渡に関する条例、松江市立皆美が丘女子高等学校授業料・入学料及び受験料条例の 8 条例を改正するものである。

教育委員会会議にお諮りする対象の条例については、松江市立皆美が丘女子高等学校授業料・入学料及び受験料の 1 条例のみであるが、全体をとおして説明をさせていただきます。

まず、松江市税賦課徴収条例と松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例は、督促状 1 通につき督促手数料 80 円を徴収する旨の規定を削るものであり、松江市国民健康保険条例のほか、5 条例については、督促手数料の徴収について、

松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の規定を適用する旨の規定を削るものとなっている。

また、督促手数料の廃止に伴い、松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の題名を松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例に改めるものである。

施行期日については、令和 8 年 4 月 1 日としている。

経過措置については、令和 8 年 3 月 31 日までに発した督促状に係る督促手数料の条例については、なお従前の例によることとするものである。

また、附則において、松江市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正することとしているが、これは松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の題名を改正するため、当該条例を引用する規定を改正するものである。

説明は以上である。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第 20 号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 20 号は承認をされた。

#### 【議 第 21 号 松江市立皆美が丘女子高等学校規程の一部改正について】

○糸川事務長

議案は 19 ページからとなる。

皆美が丘女子高等学校の管理及び運営の基本的事項を定める松江市立皆美が丘女子高等学校規程について、来年度からの学科編制及び令和 8 年度入学者選抜からインターネット出願システムを導入することに伴い、所要の改正を行うものである。

主な改正点として、学科の種類から国際コミュニケーション科を削り、編制を 1 学年 120 人から 90 人に改めるとともに、単位制への移行に伴い、学年という表現を年度あるいは学年次という表現に改めるものである。

インターネット出願については、島根県教育委員会と共同で行う入学者選抜に今年

度実施する入試からこの出願システムを採用するものであり、入学願書を出願システムで統一することから入学者選抜実施要綱で別に定めることとし、受験料の納付方法を改め、入学願書の様式を本規定からは廃止をするものである。

その他、入学保証人の廃止、卒業証書の割印廃止など、実情に即した改正を併せて行う。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日。ただし、インターネット出願に伴う改正及び卒業証書の割印廃止の改正については公布日とする。

改正規則については、21 ページ以降のとおり定めるものである。

説明は以上である。

#### ○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

#### ○塩川委員

皆美が丘女子高等学校については、来年度から教育課程と学科編成、大変ご苦労されていると思う。

以前にもお聞きしたが、来年度からの新しい学科再編等について、現場の中学校の受け止め方等についての反響や、その辺りの状況を教えていただきたいということが 1 点。

それから、入学に関しての保証人と卒業証書の割印については島根県全体か全国的な流れなのか、その辺りをお伺いしたいと思う。

#### ○多々納校長

2 点ご質問いただいた。1 点目の中学校の反応であるが、中学校等で開かれる高校説明会では、私がすべて出向いて学科再編の説明をさせていただいた。また、説明に併せて再編概要のわかる学校案内の配布も行っている。

それから、教員を対象にした中高連絡会が年 2 回あり、2 回ともこの改編についての説明をし、理解もしていただいている。

さらに、市内の中学校校長会で、教育委員会からも説明されており、反応の詳細は不明であるが、しっかりと理解していただいていると思っている。

なお、オープンハイスクールを10月に実施したところ、例年以上の参加者があり、保護者も40名程度来ていただいたことから、当事者への理解も進んでいるのではないかと考えている。これが1点目である。

2点目の保証人と卒業証書の割印の廃止についてであるが、全国的な傾向だと認識している。はっきり申し上げられることは、県では保証人や割印の持つ意味が時代にそぐわなくなっているという認識の下で、廃止を進めており、事前の予告もあったことから、双方の廃止は全国的な流れであるとともに、県にとってはっきりした考えであるというように理解している。

以上である。

#### ○青木教育長

ほかにないか。

#### ○大谷委員

以前にも少し伺ったと思うが、学年制から単位制に移行されるメリットというか、なぜ単位制になっているかということと、ほかの高校で単位制になると、必ずしも3年で終わらなくても良いというようなどころが出てくるのだが、その辺りのところを教えていただけるか。

#### ○多々納校長

単位制のメリット、もちろんメリットのほかにデメリットもあるとは考えているが、本校が総合選択制という制度である以上、自由選択ができることが特徴であるため、全国にある総合学科高校と同様で、単位制が原則と考えている。学年制ではなく単位制の方が学校の実態に合っており、特徴を打ち出せるというのがメリットと考えられる。

小さなメリットでは、単位制にすることで教員の加配が期待できるということもある。学級減に伴って教員定数が減になっていくが、単位制にすることで教員加配が実現するのであれば、定数減の相殺となるのではないかと、という期待もある。

それから、転学等の進路変更をしていく生徒は少なからずいるため、学年制よりも単位制であったほうが、しっかり取った単位を持って堂々とした進路変更ができると

いうメリットがある。

何よりも最初に申し上げた本校の総合選択制が意図するところを踏まえた制度になるというところが大きなメリットである。

それから、4年次等の可能性のご質問についてだが、4年次等については制度上は可能だが、現実的には厳しいと考えている。

ちなみに、2年間での短縮はできない。必履修科目が3年次にも存在しているため、3年次までしっかりやり遂げない限りは卒業できないということである。

以上である。

○青木教育長

ほかにないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りする。議第21号について承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第21号は承認をされた。

【議 第 22 号 令和7年度松江市一般会計補正予算（第3号）（教育予算）の調製依頼について】

○加納総務課長

議案は54ページからとなる。このたび市長に調製依頼する補正予算について、主なものをご説明する。

56ページをご覧ください。こちらに概要を掲載している。

歳出の件数で申し上げますと、(1)施設整備に関するものが9件。(2)その他は15件で、このうち5件は職員人件費に関するものである。(3)国の補正予算に呼応し、令和6年度2月補正予算に計上し、繰越予算で事業実施することとしたため、当初予算を減額するものが6件。(4)債務負担行為を設定するものが3件である。

はじめに、歳出についてご説明する。61ページをご覧ください。細目名にアスタリスクを付けているものは、国の補正予算に呼応し、繰越予算で対応することとしたために、令和7年度当初予算を減額するものである。このほか、例年になく補正に絞ってご説明をする。

まず、①放課後児童健全育成事業費は、公設児童クラブの新年度入会者情報の入力業務に係る人材派遣経費である。

②鹿島東児童クラブ整備事業費は、令和 8 年度に鹿島東小学校内に開設する鹿島東児童クラブの環境整備に係る経費となっている。

次に、62 ページをお願いします。⑨教材図書等購入費は、教師用教科書の定価が予算要求時より低額となったことによる減額補正となっている。

⑩プール改修事業費は、老朽化した法吉小学校のプールを改修するものである。

⑮野外運動場整備事業費は、島根県による県道八重垣神社竹矢線の道路拡幅工事に伴い、大庭小学校グラウンドの一部で掘削工事が行われるため、これに併せて大庭小学校の野外運動場の復元及び整備を行うものである。

次に、63 ページをお願いします。⑰学校施設整備維持補修費は、揖屋小学校の法面補修等を行うものである。

⑳消防施設改修事業費は、第一中学校の防火シャッターの改修を行うものである。

次に、64 ページをお願いします。㉓学校施設整備維持補修費は、鹿島中学校紫外線フィルム張替等を行うものである。

㉕教材図書等購入費は、ふるさと指定寄附を活用し、皆美が丘女子高等学校の学習用備品としてミシンを購入するものである。

次に、65 ページをお願いします。㉙図書館運営費は、青少年健全育成を目的とした寄附を活用し、市立図書館の図書を購入するものとなっている。

歳出は以上である。

続いて、58 ページをご覧ください。こちらで歳入について説明をさせていただく。こちらにも細目名にアスタリスクを付けた事業は、国の補正予算に呼応し、繰越予算で対応することとしたために、令和 7 年度当初予算を減額するものとなっている。このほか、歳出の増減に伴う補正以外のものに絞って説明をする。

59 ページをお願いします。⑩企業版ふるさと松江寄附金（社会教育費寄附金）は、移動図書館車更新のための寄附金を 2 社から受け入れるものである。

⑫企業版ふるさと松江寄附金（教育総務費寄附金）は、「夢☆未来」学力育成推進事業に対する寄附金を受け入れるものである。

続いて、66 ページをご覧ください。こちらのほうは債務負担行為となる。

①から③の施設は、後ほど議第 25 号から 27 号にてご審議をいただく令和 8 年度か

らの指定管理者を今年度中に指定するために債務負担行為を設定するものとなっている。

説明は以上である。よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

○原田委員

2つお聞きしたい。1つは、プールの改修がいくつか入っているが、プールの今後の方向性が今どようになっているのか。あとはトイレの改修もまだ引き続きあると思うが、私も限られたところで見たとこでしかないが、体育館のトイレというのがなかなか改修に進んでいないという印象があり、その辺りの体育館のトイレがどのようになっているかという2点をお聞きしたい。

○小村学校管理課長

プールの今後についてであるが、平成28年に松江市学校プールの整備計画を策定し、所有から民間へということで計画をしたところであるが、現在、民間プールの撤退等もあり数が減ってきており、この計画について見直しをしていきたいというように考えているところである。

今の現状であるが、小・中・義務教育学校は47校ある。そのうち、今、自校プールがあるのが24校ある。民間プールを使っているのが21校である。中学校が小学校のプールを使っているところが2校あり、現状は以上である。

そういった民間プールが少なくなっていることもあり、今回の補正の分については、塗装等をして少し長持ちさせるような形を考えているところである。

それから、体育館のトイレの洋式化についてであるが、年次的に整備はさせていただいており、令和8年度を今、予算要求しているが、体育館に洋式トイレがないというところを解消していきたいと考えているところである。

以上である。

○原田委員

まず、プールのほうであるが、民間が減っているということで、やはりプールは学校にもないといけないというような方向になっているという認識で良いか。

○小村学校管理課長

その辺りも含めて今、検討しており、そういった方向になるのではないかというように想定をしているところである。

○原田委員

プール自体、結構お金をかけているというところで、プールの授業自体はどんどん縮小ではないが、時間数が減ってきているというように思っている。費用対効果とまでは言わないが、やはりしっかりとプールを維持・管理するという上では、授業もしっかりとしたほうが良いのではないかというように考えている。今、時間数が取れないということとか、各学校でも偏りがあるということも多分問題があるのではないかというように個人的には考えており、プールの意味というか、泳ぐ技術のほうを取るのか、それとも着衣水泳とか、そういった意味でのプールの使い方にも使っていくとか、そのようにプールのあり方と一緒に授業の内容についても検討していく必要があるのではないかというように思った。

あと、体育館のトイレについては、洋式化という方向でまずは進めるということで、やはり臭いとか、結構な古さというのがあるため、その辺りも進めていただけたらというように思う。願います。

○青木教育長

ほかにないか。

○金津委員

この大庭小学校のグラウンドの整備事業というのがあまり把握できておらず、道路の拡幅に伴うものというご説明があったのが、運動場の復元を図ると書いてあるが、どういう内容なのか。グラウンドが小さくなるとか。

○小村学校管理課長

説明が少なく大変申し訳ない。今回、補正させていただいているのが、大庭小学校のグラウンドが県道に面しているが、その県道が拡幅をされる関係で、委員のおっしゃるとおり、グラウンドのほうが狭くなる形である。約7mほど幅が狭くなることになっている。

それに伴って、遊具があるのだが、その遊具を移設したりだとか、防球ネットを設置したりだとか、それから、県道拡幅には関係ないが、グラウンドの水はけが悪くて、そのグラウンドの水はけを良くする整備をしたいというように考えているところである。

以上である。

○金津委員

良く分かった。

○青木教育長

ほかにないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第22号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第22号は承認をされた。

#### 【議 第 23 号 財産の取得に関する議案の調製依頼について】

○後藤学校教育課長

議案集の67ページから68ページをご覧ください。本議案は、財産の取得に関する議案について市長に調製依頼するものである。

議案集の68ページのほうに記載しているが、1の取得の目的は、市立の小・中学校及び義務教育学校に配備している電子黒板を更新するものであり、これは令和2年度、3年度に整備した電子黒板が更新時期を迎えることから、令和7年度から10年度にかけて段階的に電子黒板の入替えを行っていくものである。

2の取得する財産は、電子黒板207台。これは令和2年度、3年度に整備した総数757台のうち、令和7年度は207台を更新するものである。

3の取得の方法は、一般競争入札。

4の取得金額は、5,669万2,746円。11月4日に入札を行い、入札参加者は2社、入札回数は1回、落札率は35.8%であった。

5の取得の相手側は、松江市東朝日町102番地、NTT西日本株式会社島根支店である。

説明は以上となる。ご審議のほど、よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

○原田委員

質問であるが、207台の更新というのは、年度として何年経ったものという括りなのか、あと、学校から「変えてほしい」とか「不具合があつて」とか、そういう更新のものなのかを教えてほしい。

○後藤学校教育課長

このたび更新という表現をしているが、2年度から3年度にかけてリース契約したものは、市の財産としてもう既に学校のほうでそのまま使うというような形になっている。

加えて、従来あったものを更新していくとか、入れていくというような形になるが、新たに今使っているものに加えて207台を今年度整備していく。

今後、4年間かけて757台を更新することになるが、学校で今、既存のものを使いながら更新分を入れていくというような形で整備を進めていく予定にしている。

○青木教育長

ほかにないか。

○金津委員

少しお聞きするが、電子黒板というのは、そもそもメーカーによって結構違うのか。

あと、入札で2社あり、もう1社というのは地元企業なのか。入札結果を調べれば

良いのだが、お聞きしたいと思った。

○後藤学校教育課長

入札では2社からの応札があり、もう1社も地元の企業である。またメーカーによる違いについては、基本的には学校にある電子黒板の規格レベルが落ちないようにということで、画面のサイズも65型というような形であり、現在あるものと同等のものになるようにしている。ただ、電子黒板自体がだんだん進歩しているというか、品物自体が良くなってきている面もある。ある程度仕様書の中でこういうレベルの品物ということを示しているため、それに適合したものを購入するというような形で進めている。

○青木教育長

ほかにないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りする。議第23号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第23号は承認をされた。

【議 第24号 財産の取得に関する議案の調製依頼について】

○村松学校給食課長

議案の69、70ページをお願いします。このたびの財産取得に関する議案について、松江市長に調製依頼をするものである。

70ページに書いているが、1の取得の目的については、松江市立東出雲学校給食センターの食器・食缶洗浄ラインの一式を更新するものである。

これは平成15年から設置している食器・食缶洗浄ラインが稼働から22年を経過して、老朽化が進んでいることから更新をするものである。

2の取得の財産は、食器・食缶洗浄ライン一式である。この食器・食缶洗浄ライン一式というのは、給食で使用している食器・食缶類を洗浄するシステム洗浄機、それと食器を浸漬する浸漬装置が一体となった機器である。

3の取得の方法については、一般競争入札である。

4の取得金額については4,675万円であった。この入札については、9月30日に執行し、入札の参加者は3社、入札回数は1回、落札率は96.6%であった。

5の取得の相手方については、松江市西嫁島一丁目4番10号、株式会社門脇正司商店である。

説明は以上である。ご審議のほど、よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第24号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第24号は承認をされた。

【議 第 25 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】（松江市人と情報・文化の交流館）

○岸本生涯学習課長

議案集は71ページ、72ページである。本案件は、公の施設の指定管理者の指定に関する議案について、松江市長に調製依頼をするものである。

公の施設の名称は、松江市人と情報・文化の交流館、通称マリンプラザ島根と呼んでいるところである。

指定管理者は松江市島根町加賀6120番地14、一般社団法人加賀潜戸遊覧船に引き続きお願いをさせていただくものである。

当該指定管理者は、地域の活性化を目的として設立をされており、地元との信頼、協力関係の強い団体である。平成24年度から指定管理者として使用団体との調整など、適切に管理運営を行っていただいております、十分な実績がある。

また、平成30年度からは、この施設の2階にジオパークの松江ビジターセンターがオープンしているが、そういったジオパーク活動の取り組みを観光客へ積極的にPRするなど、本市の施策への理解や貢献度も高く評価できると考えている。

こういった実績を踏まえ、非公募によって来年度以降もこの一般社団法人加賀潜戸遊覧船を引き続き指定するものである。

指定管理期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間としている。これは本市の指定管理ガイドラインにおいて、非公募による指定管理については最長 4 年としているため、そのルールを適用するものである。

説明は以上である。よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第 25 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 25 号は承認をされた。

【議 第 26 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】（出雲かんべの里）

○岸本生涯学習課長

議案数は 73 ページ、74 ページである。本件は、公の施設の指定管理者の指定に関する議案について、松江市長に調製依頼するものである。

公の施設の名称は、出雲かんべの里である。

指定管理者は、松江市八雲町東岩坂 3 番地 8、特定非営利活動法人八雲総合サービス協会に引き続きお願いをさせていただくものである。

当該施設は、平成 6 年に開館した工芸館と民話館という 2 つの施設と自然の森などで構成されている。平成 18 年度に指定管理制度が導入されて以降、当該指定管理者により適切に管理・運営されている。

工芸館では、木工や籐工芸、機織り、陶芸などの工芸作家の方が作品を制作されたり、ものづくり体験教室を行っている。そして民話館では、語り部による民話や昔話を聞いたり、小泉八雲の「耳なし芳一」を立体映像で鑑賞するなど、古代出雲の文化・歴史を体験できる場となっている。

また、施設全体で様々なイベントを定期的で開催するなど、利用者の増加に努めており、実績としても指定管理者導入以降は利用者が増加している。

利用者アンケートでは、回答者の約 9 割が「施設整備や職員対応に満足している」と回答をしており、好評を得ている。

こういった実績を踏まえて、非公募により来年度も特定非営利活動法人八雲総合サービス協会を指定するものである。

指定管理期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間としている。その理由としては、直近の課題として、民話館の運営に係わる設備の老朽化や入館料収入の減少などがあり、運営形態の見直しや施設の活用の検討をしていく必要がある。そのため、施設の状況を熟知した現在の指定管理者の協力の下、民話館の活用の検討や課題の抽出を進めて、民話だけでなく、これまでよりも活用の幅を広げた視点で運営ができるかどうかの可能性を探っており、次年度以降、公募に備えたいと考え、指定期間を 1 年間とするものである。

説明は以上である。よろしく願います。

#### ○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第 26 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 26 号は承認をされた。

【議 第 27 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】(松江市西菅田集会所)

#### ○石倉人権男女共同参画課長

議案の 75 ページをお願いします。本件については、公の施設の指定管理者の指定に関する議案について、市長に調製を依頼するものである。

公の施設の名称は松江市西菅田集会所である。この施設は、地域における社会教育の振興・充実を図ることを目的とした社会教育施設である。

指定管理者は松江市菅田町 130 番地 1、西菅田町内会である。

選定方法は非公募で、その理由については、地域住民の利用促進と積極的な運営を図るために、使用頻度が極めて高い当該町内会に管理を委託することが適当であること、また、平成 18 年度から当該施設の指定管理者としての管理実績があり、貸館業務、施設設備等の管理業務について、協定に基づき適切に実施されていることから、

指定管理者として指定するものである。

指定の期間については、建物が昭和47年に建築され、老朽化が進んでいることから、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とするものである。

説明は以上である。ご審議をお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問ご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第27号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第27号は承認をされた。

続いて、議第28号については、会議の冒頭に決定したとおり、後ほど非公開での審議とする。

## 6 その他報告【4件】

○青木教育長

それでは、事務局より説明をお願いします。

【その他報告（1） 松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について】

○岸本生涯学習課長

議案は78ページから101ページである。

78ページをご覧いただきたい。改正の理由については、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本市の基準条例においても同様の改正を行うものである。

ページを飛ばして100ページをご覧いただきたい。今回、改正を行う条例は、アからクまでの8条例であるが、生涯学習課の所管する条例は、エの松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例である。改正する内容は2点である。

1点目は、アの虐待等の禁止に関する規定で引用する条文を整理するものである。

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和 7 年 10 月に施行され、保育所等の職員による虐待について通報義務等の仕組みが設けられたことにより、児童福祉法第 33 条の 10 第 2 項に所管行政庁の定義が、第 3 項に審議会等の定義が新たに盛り込まれたため、同法第 33 の 10 に第 1 項が追加された。

これに伴い、関係する松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第 12 条の改正を行うものである。

2 点目の改正内容は、イの保育士について、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、地域限定保育士の規定を追加するものである。

まず、地域限定保育士制度について簡単にご説明をする。地域限定保育士制度は、地域における保育人材確保のため、平成 27 年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能にした制度である。

今回、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化し、特定の都道府県または指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができ、地域限定保育士として登録後 3 年を経過し、一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として全国で業務を行うことが可能となる資格制度が児童福祉法上に創設された。

これに伴い、関係する松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第 10 条第 3 項第 1 号を改正するものである。

施行期日は、公布の日としている。

説明は以上である。よろしく願います。

#### ○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

#### ○塩川委員

児童福祉施設、特に松江市の放課後児童の制度に関する条例改正ということで、色々な状況の中で虐待等が予想されるところなのだが、今までなかった。それがまたこのようにきちんとした形で条文として整理されて、良い方向に進んでいると思うが、この条例が上手く機能して、未然防止につながればと思う。引き続きよろしく願います。

したいと思う。

1点だけ質問であるが、先ほどご説明していただいた地域限定保育士について、どういう方なのかもう少しご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○池田こども政策課長

地域限定保育士について、私のほうから少し説明をさせていただきます。

これまで地域限定保育士については、特区というところ限定で認められていた制度である。対象としては都道府県と、あと、指定都市といって、人口が約50万人以上の地域が対象となり、そこで国のほうに特区の申請をされた地域の中で、この地域限定保育士という試験をしていただき、そこで合格した方がその地域限定で働けるというような制度であった。

これまでの制度では、こちらで把握している限りは、約3都市から4都市ぐらいしかこういった制度の利用はなかったというように聞いている。これを一般制度化とあるが、全国の都道府県や指定都市が特区制度を利用することなく実施していただける制度に対象を広げたというような形になっている。

制度としては、これまでと大きくは変わらないが、その中で一般の方が地域限定保育士という、通常の保育士は養成機関等を出て免許を取っていただく形になるが、今回は地域限定保育士という制度の試験を受けていただき、合格された方が基本的には3年その地域で勤務をして、登録後、さらにあと1年勤務をすれば、その地域での通常の保育士と同じような免状が与えられるというような制度になっており、なかなか言葉では難しいが、今までの教育養成機関を経ずに保育士として働けるというような新たな制度というような形としてご理解いただければとは思っている。

そちらの方が地域限定で試験を受けて、そこで働いていただき、その後1年、実務経験を経た後に、全国どこでも通常の保育士として働くことができるようになるというのが、この児童福祉法上の今回新たに位置付けられたものとなっているため、なかなか分かりにくいところはあるかと思うが、簡単に言うと、保育士の養成機関、例えば松江市だと島根県立大学とか、それぞれ専門学校を通常だと卒業していただいて免状が与えられる方が、地域限定保育士という制度を基に、そういう養成機関に通わずに実務経験を経て保育士になれるというような、大まかな制度としてはそういった制度というようになっているため、そういった形でご理解いただければと思っている。

以上である。

○塩川委員

保育士の不足が恐らくある現状ではないかと思うため、ぜひ保育士の確保という面でも推進していただければと思う。

○青木教育長

1つ私からも良いか。3年間勤務されて、地域限定保育士というか、それを認定するのはどこが認定するのか。

○池田こども政策課長

基本的には、その試験を受けられた都道府県であったり、指定都市で認定をされるというところ。

○青木教育長

松江市だと。

○池田こども政策課長

松江市の場合だと、仮に例だと島根県になる。松江市は指定都市ではないため、都道府県か50万人以上の指定都市がこの制度が利用できる都市となっている。

ただ、松江市で認定を受けられなくても、仮に大きい都市、この辺りだと例えば広島県とか広島市とかで受けられた方が、一定期間を経ると、松江市内で保育士として働くことも可能というようになっている。

○青木教育長

なかなか認定試験は難しそうな気がするが、承知した。

ほかにご質問やご意見はないか。

○大谷委員

例えば教員養成で例えると、教育学部を出ていなくても、単位を取っていなくても、

3年間の実地経験があれば国家試験的なものを受けられるということか。試験自体は国家試験ということになるのか。全国一律の試験で、松江市とか島根県になるということになるのか。つまり、養成機関を経ずに実地で国家試験としても認められるということになるのか。

○池田こども政策課長

試験については、それぞれの都道府県であったり、指定都市で実施される試験となっている。そちらが国のほうへまず届出というか、こういった形でやるということをお届け出でいただいて、そこで初めてこの制度が利用できる形になっている。

そこで実施された試験を受けていただいて、合格された方が、まず、その地域限定で働くことができるという形になる。

登録というのが、まずは通常の地域限定保育士として、該当地域で登録という形でスタートして保育士として働く形はできるが、その後、またさらに実務経験1年を経ると、今度はその都道府県に対して、通常の保育士として登録することができるという形になっている。

今、こちらで把握している限りは、国家資格については特に受けなくても良いというようには把握しているところであるため、実務経験を持って、そういった形で通常の保育士の方と同様に働くことができる制度というようにこちらでは把握している。

○青木教育長

そのほか、ご質問やご意見はないか。

それでは、その他報告(1)については以上とする。

【その他報告(2) 指定管理者の指定について(松江市鹿島野外音楽堂)】

○岸本生涯学習課長

議案集の102ページをご覧いただきたい。この案件は、公の施設の指定管理者の指定であり、地方自治法において、あらかじめ議会の議決を経なければならないとなっているため、12月議会において提案するものである。

公の施設の名称は、松江市鹿島野外音楽堂である。

指定管理者は、松江市鹿島町佐陀本郷76番地、NPO法人かしまに引き続きお願い

をさせていただくものである。

NPO 法人かしまは、鹿島町を拠点に文化、芸術、スポーツなどの振興を図る活動を行い、住み良い地域社会の実現に寄与することを目的として設立された団体である。

これまで地域の芸術文化団体や教育機関などと連携し、地域密着型の事業を確実に展開してきた実績があり、公益性の高いホール運営を地域の皆様のニーズに応じて効果的・効率的に行うことができるのは当該団体であることから、非公募により当該団体を指定管理者に選定するものである。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としている。

鹿島野外音楽堂については、この施設が鹿島総合体育館と隣接しており、一体的に管理を行っていることから、鹿島総合体育館の指定管理と併せて考える必要がある。鹿島総合体育館の指定管理については、電気・燃料代の高騰が大きな影響を受けていることから、費用の増を指定管理料に適切に反映させるために1年間とされている。

それに伴い、鹿島野外音楽堂についても、鹿島総合体育館と同期間の1年間とするものである。

説明は以上である。よろしく願います。

#### ○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

#### ○大谷委員

今日はたまたま指定管理者の指定の議題が続いたため教えていただきたいのだが、今ご説明いただいたのも指定期間が1年間で、それぞれ建物の老朽化だったり、今後のことを考えて1年間だと思うのだが、一番最初の加賀の潜戸のマリンプラザのところが4年間になっていたのは、建物に関してしばらく変更が入らないであろうということでも4年間になっているのか。その辺りを教えていただけたらと思う。

#### ○岸本生涯学習課長

マリンプラザ島根については、現在のところ大きな改修等の予定は入っておらず、通常の細やかな改修等を行っている。指定管理料の中だったり、高額なものについては市で予算要求をして修繕等を図る必要があるが、海端ということもあって塩害もあ

り、路面が隆起したりとか、そういったようなことがあり、ドアの開け閉めがしにく  
いというようなお話はいただいております、それについては修繕を行っているが、指定管  
理の期間に特に大きな影響を及ぼすものではないことから、通常の4年間としている。

○青木教育長

そのほかにはないか。

○原田委員

私も少しお聞きしたいのだが、今、この分は報告で、市長部局というか文化部の管  
轄としてこの音楽堂が出ている。鹿島文化ホールは教育委員会のほうの施設という  
認識で良かったか。その境目というか、その施設の分かれ目ではないが、種類を少し  
教えてもらって良いか。

○岸本生涯学習課長

教育委員会の施設もいくつかあるが、種類として教育委員会が補助執行を行ってい  
る施設というのが文化施設であり、例えば総合文化センター、鹿島文化ホール、野外  
音楽堂、八雲のアルバホールである。

それから執行委任、市長部局からの執行を委任されている施設もあり、これが出雲  
かんべの里、先ほどのマリンプラザである。

○原田委員

点検評価の資料の一番最後に載せている文化施設一覧という、あの中が教育委員会  
で見る施設というか、そういう認識で良いか。野外音楽堂も一応入っているというか、  
委任されているという意味で入っているということか。

○岸本生涯学習課長

おっしゃるとおりである。補助執行として行っているものである。

○青木教育長

そのほかにはないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（2）については以上とする。

【その他報告（3） 議会の委任による専決処分の報告について（松江市立揖屋小学校校舎長寿命化改良（建築）工事の請負変更契約締結について）】

○加納教育総務課長

議案は103、104ページをお願いします。松江市立揖屋小学校校舎長寿命化改良（建築）工事の請負変更契約について専決処分を行ったため、議会へ報告するものとなっている。

104ページの専決処分書のほうをご覧いただきたいと思う。地方自治法の規定により、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約を締結する場合には、議会の議決に付さなければならないとなっており、本工事については、契約金額が9億3,000万円余りだったため、令和6年7月3日に議会の議決を受けて契約を締結しているところである。その後、工事費が増額となり、現在の契約金額は9億5,343万3,800円となっている。

議会の議決を受けた契約案件については、同じく地方自治法等の規定により、契約変更の金額が元の契約金額の10分の1を超えず、かつ1,000万円以下の軽微な変更であった場合は、市長が議会に代わって決定することができ、それを議会に報告しなければならないとなっている。よって、今回、直近の議会である12月議会において報告するものである。

契約変更は令和7年9月22日に行い、外壁改修の実施数量の精算などにより工事費が増額となり、増額後の契約金額が9億6,207万7,600円となったものである。

説明は以上である。よろしくをお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問ご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（3）については以上とする。

【その他報告（4） 令和8年松江市はたちの集いについて】

○平林青少年支援室長

議案書の105ページから107ページをご覧いただきたい。

まず、目的であるが、記載をしているとおり、20歳を地域でお祝いすることにより、松江市の魅力を再認識してもらうとともに、定住促進や関係人口増を図る機会になればというように考えている。

実施日については、令和8年1月11日、日曜日。会場はくにびきメッセ大展示場で開催をする。

出席者については、めくって対象者数という数字を記載しているが、この約8割、1,500名余りの出席者を想定している。

開催内容であるが、今年度も前年度同様に一括開催を予定しており、新松江市合併20周年記念の事業でもあるため、そういったことも意識しながら、実行委員とともに開催に向けて企画・運営の準備を進めている。

委員の皆様には、後日改めて文書でご案内をさせていただきたいと思うため、ご臨席を賜るようお願いを申し上げます。

説明は以上である。よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告(4)については以上とする。

7 次回教育委員会会議の予定

【令和7年度第11回教育委員会会議】

日時：令和8年1月28日(水) 10:00～

場所：教育委員会室

8 その他

○青木教育長

事務局から何かあるか。

○加納教育総務課長

大変申し訳ない。一部議案の訂正をお願いします。

56 ページの補正予算の概要のページをご覧いただきたい。こちらのほうは表形式になっているが、左から3列目の歳入の欄がある。ここにそれぞれ番号を付けて、歳入の項目について記載をしているが、この番号の記載が誤っていた。

例えば、一番最初の⑭市債のところは、正しくは⑯市債となる。この欄すべて数字を2プラスいただいた数字が正しい数字となっている。

(2) のその他の部分の歳入の欄、こちらも7件あるが、同様に数字を修正していただきたいと思う。申し訳ない。よろしくをお願いします。

○青木教育長

歳入の(1)の行は、2をプラスするのか。

○加納教育総務課長

そのとおりである。お願いします。

○青木教育長

(2) のその他も。

○加納教育総務課長

大変申し訳ない。(2) のその他のところは、もう一度訂正させてほしい。こちらは、まず、①子ども・子育て支援交付金と書いてあるところは、ここは②になる。次の⑤が⑦になる。次の①は②になる。

57 ページのところにも4項目出てくるが、こちらのほうについては、数字を2プラスした数字が正しいものとなっている。申し訳ない。よろしくをお願いします。

○青木教育長

それでは、ここで委員会を一旦閉会し、冒頭決定したように、非公開での審議に切り替える。関係者以外の方はご退席いただきたい。